平成30年4月27日 第11985号

0	0	0	0	0	0	0	0		0	0		0		0		0		0	0						
n,	"	,,	n n	n n	n n	n n	大規模小売店舗の変更の届出の縦覧	【公告】	道路の供用開始	特定計量器定期検査	定) 生活保護法等に基づく指定施術機関の指	業の廃止	生活保護法等に基づく指定介護機関の事	定	生活保護法等に基づく指定介護機関の指	業の廃止	生活保護法等に基づく指定医療機関の事	特定施設の設置許可申請	【告示】		目次		同 山 県 夕 幸 <u></u>	山長公
IJ	"	"	"	II.	"	IJ	経営支援課		道路整備課	産業企画課		"		"		"		障害福祉課	環境管理課			担当課(室)		名 日 上	可
			0	0			0	0	0	0	0		0	0	0		0	0	0	0	0	0	0	0	
			n n)警備業法に基づく検定	【公安委員会】	をすることができなくなった政治団体) 政治活動のために寄附を受け、又は支出)資金管理団体の名称等の公表)政治団体の解散)政治団体の代表者等の異動)政治団体の名称等の公表	【選挙管理委員会】)随意契約の相手方の決定	n n	n n	の完了) 開発許可を受けた開発行為に関する工事)土地改良区役員の就任届	n n	n	n	n n	n n	n	目次
			IJ	生活安全企画課			JJ	IJ	JJ	"	選挙管理委員会		内部事務課	,,	"		建築指導課	耕地課	"	IJ	"	"	"	"	担当課(室)

◎岡山県告示第二百七十一号

申請のあった特定施設の設置の許可申請 瀬戸内海環境保全特別措置法 (昭和四十八年法律第百十号) 第五条第一 の概要は、 次のとおりである。 項の規定によ

く事前評価に関する事項を記載した書面を次のとおり縦覧に供する。 この特定施設を設置することが環境に及ぼす影響につい ての調査の結果に基づ

平成三十年四月二十七日

山県知事 木

太

申請の概要

(1) 申請者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名

株式会社岡山村田製作所

严 瀬戸内市邑久町福元77

工場又は事業場の名称及び所在地 株式会社岡山村田製作所

所在地

(3) 特定施設に関する事項

区								分	新	-	設			新	設			新	設		新	設	新	設
種								類	65 酸又は 表面処理	アルフ里施記	カリん 没(A	こよる W 1)	65 酸又 表面	はアル 処理施	カリん 設(A	こよる S1)	65 酸又 表面	はアル 処理施	カリによる 設(AT1)	65 酸又 表面	はアル 処理施	カリによる 設(AV1)	63-ホ 廃ガス洗浄	施設(AU)
能								力	75.6 m³/	/日			2.0 m	3/日			28. 0	m³/日		26. 1	m³/日		100㎡/分	
I.	事	着	手	子	定	年	月	日	許可後面	直ちに	Z		同左				同左			同左			同左	
工	事	完	成	予	定	年	月	日	工事着手	手後:	1 週間	引	同左				同左			同左			同左	
使	用	開	始	予	定	年	月	日	工事完成	戊後:	1 週間	目	同左				同左			同左			同左	
びに	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間でにその使用に季節的変動がある場合にの概要 使用時において当該特定施設から対策出される策 水 量(㎡/日)				間並はそ	連続248	寺間			同左				同左			同左			同左				
使月	月時に	こおい 梅聖	てか	Þ	ζ		分		通常	Í	最	大	通	常	最	大	通	常	最 大	通	常	最 大	通常	最 大
ら排水等	非出さ 争の汚	れる	汚態	水	量	(m³ /	(日)		52	2. 9		75.6		1.2		2.0		15.0	28.0		18. 3	26. 1	3. 5	4.5
最为当該					3~	~5		3 ∼ 5						3~5	3 ∼ 5		9~11	9~11	6~6.5	6~6.5				
の量	の量及び最大 量 BOD (mg/L)					9	930		1,050					0.	6以下	6		50	63	<3	3			
						1, 3	300		1, 450					1.	0以下	6		100	125	<5	5			
				S	S	(mg/	(L)			33		40						<15	15		65	81. 3	<5	5
				油	分	(mg/	(L)		0.5以	下		0.5					0.	5以下	5		9	11.3	ı	-
				Т-	- N	(mg/	(L)		5	520		580	同左					<10	10		1	1. 3	1	-
				Т-	- P	(mg/	L)		0.02以	下		0.02						<0.02	0.2		0. 4	0. 5	1	_
				大服	易菌群	羊数 ((個/	cm³)		-		-						_	-	同左				
				С	u	(mg/	L)			_		-						<3	3		_	_		
				F	е	(mg/	(L)			-		-						<2	2		-	-	同左	
				化合	物,且		ンモニ 化合物 / L)		100以	下		100						<1	1		-	I		

- 備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令(昭和46年政令第188号)別表第1の号番号及び名称とする。
 - 2 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量の欄中数値が上段及び下段に分かれているものについては、上段は公共用水域に排除される量、下段は産業廃棄物として処理委託される量を示す。

区								分		変更	前	変	更	後	変り	更 前	変り	更 後
種								類	65 酸又に 表面処	はアルン 1理施記	カリによる 没(A)	同左			65 酸又はアル 表面処理施	カリによる 設(B)	同左	
能								力	0.5 m ³	/日		0.6 m³/F	1		0.5㎡/日		0.6㎡/日	
工	事	着	手	子	定	年	月	日	_			許可後直	ちに		_		許可後直ち	に
工	事	完	成	予	定	年	月	日	_			工事着手	後 1	週間	_		工事着手後	1週間
使	用	開	始	予	定	年	月	日	_			工事完成	後 1	週間	_		工事完成後	1週間
びに	使用時間間隔及び1日当たりの使用時間がにその使用に季節的変動がある場合はその概要 使用時において 区 分							連続2	4時間		同左			同左		同左		
	核特定施設か						通	常	最大	通常		最大	通常	最 大	通常	最大		
ら排水等	非出さ 争の汚		汚態	水	量	(m³/	日)			0.5	0. 5	0. 0.		0. 5 0. 1	0. 5	0. 5	0. 5 0. 1	0. 5 0. 1
最为	ての値 核汚水	並び	に 涌	p	Н				:	3~5	3 ∼ 5	3∼ <13.	-	3∼5 <13.5	3~5	3~5	3∼5 <13.5	3∼5 <13.5
の量	核汚水等の通						930	1,050	93 <1	-	1,050 10	930	1,050	930 <10	1, 050 10			
				CC	D	(mg/	L)		1	, 300	1, 450	1, 30 <10		1, 450 100	1,300	1, 450	1, 300 <100	1, 450 100
				S	S	(mg/	L)			33	40	3 <1		40 10	33	40	33 <10	40 10
				油	分	(mg/	L)		0. 5	以下	0.5	0. 5以了 〈0.		0. 5 0. 5	0.5以下	0.5	0.5以下 〈0.5	0. 5 0. 5
				Т-	- N	(mg/	L)			520	580	52 <	0 1	580 1	520	580	520 <1	580 1
				Т-	- P	(mg/	L)		0.02	以下	0.02	0.02以了 〈0.		0.02 0.1	0.02以下	0.02	0.02以下 <0.1	0. 02 0. 1
				大腸	易菌群	羊数(個/	em³)		-	-		_					
				С	u	(mg/	L)			-	-	同左			同左		同左	
				F	е	(mg/	L)			-	-							
				化合	物,直	ア, ア: 亜硝酸 ¹ 勿(mg/	化合物			-	1	<0.	5	0.5	-	-	<0.5	0. 5

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

² 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量の欄中数値が上段及び下段に分かれているものについては、上段は公共用水域に排除される量、下段は産業廃棄物として処理委託される量を示す。

区				分	変り	頁 前	変 更	ぎ後	変 勇	更 前	変 更	後
種				類	65 酸又はアル 表面処理施	カリによる 設 (C1)	同左		72 し尿処理施	設 (A)	同左	
能				力	0.5㎡/日		0.6㎡/日		130㎡ ∕ 日		200㎡/日	
工事着	戶 予 定	手	月	日	_		許可後直ち	に	_		許可後直ち	に
工 事 完 届	戈 予 定	手	月	日			工事着手後	1週間			工事着手後	1週間
使 用 開 如	台 予 定	手	月	日	_		工事完成後	1週間	_		工事完成後	1週間
使用時間間隔及 びにその使用に の概要	び1日当た 季節的変動	りの使 がある	用時 場合ル	間並まそ	連続24時間		同左		同左		同左	
使用時において当該特定施設か	区		分		通常	最 大	通常	最大	通常	最 大	通常	最大
コ酸特定施設が ら排出される汚 水等の汚染状態 の通常の値及び	水量	(m³/	日)		0. 5	0.5	0. 5 0. 1	0.5 0.1	104	130	160	200
最大の値並びに当該汚水等の量及び最大の量及び最大	р Н				3~5	3~5	3∼5 <13. 5	3∼5 <13.5	6∼8.5	6∼8.5		
の量	びに p H D通 p H				930	1, 050	930 <10	1, 050 10	12	20		
	COD	(mg/	L)		1, 300	1, 450	1,300 <100	1, 450 100	12	20		
	S S	(mg/	L)		33	40	33 <10	40 10	14	20	同左	
	油分	mg/	L)		0.5以下	0. 5	0. 5以下 <0. 5	0. 5 0. 5	_	-		
	T-N	(mg/	L)		520	580	520 <1	580 1	12	14		
	T - P	(mg/	L)		0.02以下	0.02	0.02以下 <0.1	0.02 0.1	1. 4	2		
	大腸菌	群数(個/c	m³)	_	ı					3,000以下	3,000
	C u	(mg/	L)		_		同左		同左		_	_
	F e	(mg/	L)		-	_					_	_
	化合物,	ニア, ア 亜硝酸 [/] 含物 (mg/	化合物		-	-	- <0. 5	0.5	-	-	同左	

備考 1 種類は、水質汚濁防止法施行令別表第1の号番号及び名称とする。

² 使用時において当該特定施設から排出される汚水等の汚染状態の通常の値及び最大の値並びに当該汚水等の通常の量及び最大の量の欄中数値が上段及び下段に分かれているものについては、上段は公共用水域に排除される量、下段は産業廃棄物として処理委託される量を示す。

(4) 汚水等の処理施設に関する事項

区			変り	 E 前			変り	 E 後	
工場又は事業		No. 2 I	程排水処理旅	· 設		同左			
種 類		工程排水処	 理			同左			
構		鉄筋コンク	リート, SS	S		同左			
主要	寸法			0 m m × H 6,	200 m m	同左			
能		792㎡/日				同左			
処 理	の方法	No. 1 凝 整, バイオ	集沈殿, N o	o. 2凝集沈 砂ろ過	殿, рН調	同左			
工事着	手 予 定 年 月 日	_				許可後直ち	に		
工 事 完	成予定年月日	_				工事着手後	1週間		
使 用 開	始予定年月日	_				工事完成後	1週間		
使用時間間隔及びにその使用に の概要	び1日当たりの使用時間並 季節的変動がある場合はそ	連続24時間				同左			
使用時における	: 区 分	処 五	里 前	処 理	進後	処 理	里 前	処 理	推 後
では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、 では、		通常	最 大	通常	最 大	通常	最 大	通常	最 大
		412	481.6	412	481.6	454. 9	549. 2	454. 9	549.2
が最大の最大の で で で の が に 当 が に 当 が る で る で る で る で る る で る る る る る る る る	рН	6~9	6~9	6∼8. 5	6∼8.5				
の通常の量及び	BOD (mg/L)	20	20	12	20				
取八の重	COD (mg/L)	20	20	12	20				
	S S (mg/L)	250	250	14	20				
	油 分 (mg/L)	5	5	5	5				
	T-N (mg/L)	10	10	8	10	同左			
	T-P (mg/L)	5	5	1.4	2	IH/IL			
	P b (mg/L)	10	10	0.1以下	0. 1				
	$C r^{6+} (mg/L)$	0.05	0.05	0.05以下	0.05				
	大腸菌群数(個/cm³)	-	-	-	_				
	ふっ素 (mg/L)	4	8	4以下	8以下				
	ほう素 (mg/L)	0.4	4	0.4	4				
	C u (mg/L)	_	_	_	_	2	3	2以下	3以下
	F e (mg/L)	_	_	_	_	2	2	2以下	2以下
	アンモニア, アンモニウム 化合物, 亜硝酸化合物及び 硝酸化合物 (mg/L)	10	10	8	10	同左			

区						分		変	更 前			変り	更後	
工場又は事	業	場に	おけ	る施	設番	号	No. 4 I	程排水処理旅	 記		同左			
種 類	及	ک	び	西	Ŭ	式	工程排水処	理			同左			
構						造	鉄筋コンク	リート			同左			
主	要		7	t		法	W18, 500 m	m × L 15, 20	$0\mathrm{m}\mathrm{m} \times \mathrm{H}6$,	000 m m	同左			
能						力	1,500 m³/ F	1			同左			
処 理		の		方		法	凝集沈殿,	p H調整			同左			
工 事 着	手	予	定	年	月	日	_				許可後直ち	に		
工 事 完	成	予	定	年	月	日	_				工事着手後	1週間		
使 用 開	始	予	定	年	月	日	_				工事完成後	1週間		
使用時間間隔 びにその使用 の概要	及びに季	、1 日 三節的	当たり変動が) の使 i ある	用時間 場合は	並そ	連続24時間				同左			
使用時におけ当該汚水等の理施設による	る。	1	<u> </u>		分		処 理	里 前	処 理	里 後	処 理	里 前	処 理	里 後
国施設による理施設による	処処	ļ	<u> </u>		Ħ		通常	最 大	通常	最 大	通常	最 大	通常	最 大
理理の状及びの最いでは、大学の常の情報では、大学のよりには、大学のでは、大学のいいは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のでは、大学のは、大学のでは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学のは、大学の	上 上 上 に に に に に に に に に に に に に	水	量	(m³/	日)		465. 1	663.8	465. 1	663.8	536.3	765. 5	536. 3	765.5
人のでませんのは、一人のでは、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一、一		р	Н				6~9	6~9	6∼8.1	6∼8.1				
の通常の量及	ざび	В	ΟD	(mg/	L)		20	20	9	14				
収入い重		С	ΟD	(mg/	L)		32	32	9	14				
		S	S	(mg/	L)		250	250	16	16				
		油	分	(mg/	L)		5	5	5	5				
		Τ-	– N	(mg/	L)		14	14	12	14				
		Τ-	– P	(mg/	L)		5	5	1. 4	2	同左			
		Р	b	(mg/	L)		0.2	0. 2	0.1以下	0. 1				
				(mg/			-	_	-	_				
		大馬	揚菌郡	羊数 (個/cni	3)	-	-	-	-				
		\$.	っ素	(mg/	L)		4	8	4以下	8以下				
		ほ	う素	(mg/	L)		0.4	4	0.4	4				
		С	u	(mg/	L)		-	-	-	-		·		
		F	е	(mg/	L)		-	-	-	-	2	2	2以下	2以下
		化台	`物 ,		ンモニウ 化合物及 / L)		14	14	12	14	同左			

区		}	変り	 更 前			変り	更後	
工場又は事業	場における施設番号	けい し尿処理施	設A			同左			
種 類 2	及 び 型 5	大 合併式				同左			
構	ì	造 鉄筋コンク	リート			同左			
主要	寸	W13,000m	m×L9,000	m m × H 5, 4	00 m m	同左			
能	-	5 130㎡/日				200 m³/日			
処 理	の方	去 凝集剤直接	添加,間欠高	ずっ気活性汚	泥処理方式	同左			
工事着手	予 定 年 月	-				許可後直ち	に		
工事完成	t 予 定 年 月 I	-				工事着手後	6 箇月		
使 用 開 始	予 定 年 月	-				工事完成後	1週間		
使用時間間隔及で びにその使用にす の概要	バ1日当たりの使用時間☆ 季節的変動がある場合は	連続24時間				同左			
使用時における	区 分	処 耳	里 前	処 玛	里 後	処 玛	里 前	処 耳	里 後
大きない。近天は大きのでは、一次では、大きないのでは、ためいのでは、ためいでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいのでは、ためいでは、ためでは、ためいでは、ためでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、ためいでは、た	<u></u>	通常	最大	通常	最 大	通常	最 大	通常	最大
理理の状及びの最大 を及水の最当常の が表述の が表述の が表述の が表述の が表述の での での での での での での での での での で	水 量(㎡/日)	104	130	104	130	160	200	160	200
及び最大が値が	р Н	6~10	6~10	6∼8.5	6∼8.5				
の通常の量及び	BOD (mg/L)	420以下	420	12	20				
取八少里	COD (mg/L)	140以下	140	12	20				
	S S (mg/L)	240以下	240	14	20				
	油 分 (mg/L)	_	-	-	_	同左			
	$T-N \ (mg/L)$	100以下	100	12	14				
	T-P (mg/L)	9.2以下	9.2	1. 4	2				
	P b (mg/L)	_	-	-	_				
	$C r^{6+} (mg/L)$	-	-	-	-				
	大腸菌群数(個/cnl)	-	-	-	-	無数	無数	3,000以下	3,000
	ふっ素 (mg/L)	_	-	-	-				
	ほう素 (mg/L)	_	-	-	_				
	C u (mg/L)	_	-	-	-	同左			
	F e (mg/L)	_	-	-	_	IN/L			
	アンモニア,アンモニウ 化合物,亜硝酸化合物及 硝酸化合物(mg/L)		_	-	-				

(5) 排水口に関する事項

排水口番号			A	
	変 夏	更 前	変	更後
区 分 	通常	最 大	通常	最 大
水 量 (m³/日)	3, 460. 0	4, 372. 4	3, 630. 1	4, 611. 7
р Н	6~8.5	6~8.5		
BOD (mg/L)	7	9		
COD (mg/L)	7	9		
S S (mg/L)	12	20		
油 分 (mg/L)	1	7		
T-N (mg/L)	9	14		
T-P (mg/L)	0.9	1.5	□ <i>+</i>	
P b (mg/L)	0.1以下	0.1以下	同左	
C r 6+ (mg/L)	0.005以下	0.005以下		
全Cr (mg/L)	0.01以下	0.01以下		
C u (mg/L)	0.3以下	0.3以下		
F e (mg/L)	1以下	1以下		
ふっ素 (mg/L)	2以下	5		
ほう素 (mg/L)	0.2	2		
大腸菌群数(個/cm²)	_	ı	3,000以下	3,000
アンモニア, アンモニウム 化合物, 亜硝酸化合物及び 硝酸化合物 (mg/L)	3.0	10.0	同左	

2 縦覧の期間及び場所

- (1) 期 間 平成30年4月27日から平成30年5月18日まで
- (2) 場 所 岡山県環境文化部環境管理課及び瀬戸内市役所

◎岡山県告示第二百七十二号

成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定医療機関から次のとおり事業の廃止の届出があった。 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十条の二 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平

平成三十年四月二十七日

5院,診療所又は薬局

キシ薬局 藤原歯科医院 久米店 ₩ 夵 津山市中北下1186 玉野市八浜町八浜645 严 푌 廃止年月 H30. 3.31 H30. 1.24

山県知事 伊原木 隆 太

岡

◎岡山県告示第二百七十三号

る法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、介護扶助又は介護支援給付のための介護予防を担当させる介護機関を次のとお 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第一項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関す

平成三十年四月二十七日

株式会社アカイワベリー 赤磐市五日市260-1 主たる事務所の所在地 ベリーズホーム天神の森 介護予防事業所の名称 赤磐市西窪田67 介護予防事業所の所在地 指定年月 H30. 2.28

Ш 知 事 伊 原 木 隆

岡

◎岡山県告示第二百七十四号

及び特定配偶者の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、指定介護機関から次のとおり事業の廃止の 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号)第五十四条の二第四項において準用する同法第五十条の二(中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等

平成三十年四月二十七日

事業者

山 県 知 事 伊 原 木 隆 太

岡

Н30. З.31	津山市中北下1186-10	お米及島薬ぐキ	津山市上川原208-8	有限会社キシ薬局	介護予防事業者
Н30. З.31	津山市中北下1186-10	キシ薬局久米店	津山市上川原208-8	有限会社キシ薬局	居宅介護事業者
Н30. З. 5	備前市香登本898	武用歯科医院	岡山市中区藤原66-4アルファ スマート藤原602	武用 光正	介護予防事業者
Н30. З. 5	備前市香登本898	武用歯科医院	岡山市中区藤原66-4アルファ スマート藤原602	武用 光正	居宅介護事業者
Н30. 1.24	玉野市八浜町八浜645-1	藤原歯科医院	玉野市八浜町八浜645-1	藤原 英輔	居宅介護事業者
廃止年月日	事業所の所在地	本学の必要	主たる事務所の所在地	名称	種類

◎岡山県告示第二百七十五号

律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例による場合を含む。)の規定により、医療扶助又は医療支援給付のための施術を担当させる施術機関を次のとおり指定し 生活保護法 (昭和二十五年法律第百四十四号) 第五十五条第一項 (中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法

岡山県知事

伊原木

隆

太

た。

平成三十年四月二十七日

施術所を開設している施術者

Н30. 2. 7	津山市小原136-2	ほがらか鍼灸整骨院	甲本 章太朗
指定年月日	施術所の所在地	施術所の名称	氏 名

◎岡山県告示第二百七十六号

期検査を次のとおり実施する。 計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項の規定による特定計量器に係る定

量法施行令 対象となる特定計量器は、 (平成五年政令第三百二十九号) 第五条第一号又は第二号に掲げるものを除 \mathcal{O} よう量が五百キ 口

グラム以下の

非自動は

平成三十年四月二十七日

分銅及びおもりとする。

木

太

定期検査を行う区域、 場所及び期日

	十四日	美作市東栗倉総合支所 "	美作市 一
	"" "三 日	# 中央公民館 #	久 米 南 町 中
一	" 二 日	宗義町役場 "	奈 義 町
一三:三〇~ 一五:〇〇	十 一 日	いきいきふれあいセンター	西粟倉村
	" " " " " " 平成 六三 月十 年 " 六 " 五 "四 日 日 日	美咲町役場柵原総合文化センタース美咲町役場組総合支所	美
日	期	場	区 域

豊久田ぶどう選果場査場		勝夬叮		IJ	IJ	IJ	美作市役所	IJ	美作市英田保健センター	美作市勝田総合支所	美作市勝田総合支所梶並出張所	"	美作市作東公民館	IJ	美作市大原総合支所	"	
	"			IJ IJ	" 二十二 目	<i>II</i>	" 二 十 日	IJ IJ	" 二 十 日	IJ IJ	張所 "十九日))])	"十八日	"	十五日	"	
	一 三 二三 五〇 三 三 〇 〇 〇		— ————————————————————————————————————	 -=- -=- -=- -= -= -=					— — — — — — — — — — — — — — — — — — —		一 〇 二三 二〇五 二〇五 〇 〇		一 〇 二三 〇 三 二 〇 三 〇 三 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇 〇		 -=- -=- 		

◎岡山県告示第二百七十七号

(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第二項の規定により、 道路の供用を

その関係図面は、 岡山県土木部道路整備課におい

はける。

+成三十年四月二十七

[. ---

岡山県知事	
伊原木	
隆	
太	

道	一 般 国	種 道 路 類 の
	三七三号	路線 名
番一地先まで 英田郡西粟倉村大字影石字与右エ門田四一九番一地先から	英田郡西粟倉村大字影石字与右エ門田三四三	区間
日四月二十七	平成三十年	年月月日

五 同法第五条第三項の 大規模小売店舗立地法 規定により、 (平成十年法律第九十一 次 の大規模小売店舗の 号) 第六条第三項に 変更の届出に 9 11 お て、 1

配慮すべき事項に の日までに知事に 公告に係る大規模 意見書を提出することができる て意見を有する者 小売店舗 を設置する者がそ 同法第 $\bar{\mathcal{O}}$ 辺 \mathcal{O} 項 域 0 \mathcal{O} 規定に 生活環境 より 0

平成三十年四月二十七

Ш 知 事 原 木

太

出事項 \hat{O}

大規模小売店 の名称及び 所 在

陽 ナカ院庄店

所在 地 津山市院庄字五 反 田 〇 二 九 ほ

カコ

届出 者の名称、 住所及 び代表者 0 氏

2

名称 株式会社山陽 7 ナカ

岡山市南区平福 一丁目三〇五 番地

代表者の氏 名 代表取 宮宇地

3 変更事項

(1)

(変更前 大規模小 売店舗 株式会社 を設置する者 山陽マ ルナカ 所 及 び 代表者の

名称、

岡山市南区平福 一丁目三〇)五番地 <u>の</u> 二

代表者の氏 代表取締役

(変更後) 株式会社· 山陽マ ルナカ

岡山市南区平福 一丁目三〇五 番地 \mathcal{O}

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地

(変更前) 株式会社 山陽マ ・ルナカ

(2)

大規模小

売店舗にお

て小売業を行う者の名称、

住所及び

代表者

氏

岡山市南区平福 一丁目三〇 五. 番地 の 二

代表者 代表取 辻

(変更後) Ш |陽マ

変更年月日

平成三十年二月一日

縦覧の期間及び場所

縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

岡山県産業労働部経営支援課

平成三十年四月十六

同法第五条第三項の 大規模小売店舗立地法 規定により、 (平成十年法律第九十一 次 の大規模小売店舗の 号) 第六条第三項に 変更の届出に 9 11 お て、 1

配慮すべき事項に の日までに知事に 公告に係る大規模 意見書を提出することができる て意見を有する者 小売店舗 を設置する者がそ 同法第 $\bar{\mathcal{O}}$ 辺 \mathcal{O} 項 域 0 \mathcal{O} 規定に 生活環境 より 0

平成三十年四月二十七日

[] ---|

 山県知事
 伊原木
 隆

太

届出事項の概要

大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 山陽マルナカ宇野店

所在地 玉野市宇野築港五丁目五九六七番一ほ

カュ

届出者の名称、住所及び代表者の氏々

2

名称 株式会社山陽マルナカ

|所 | 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

3 変更事項

(1) (変更前 大規模小 売店舗 株式会社 を設置する者 山陽マ ルナカ 名称、 所 及 び 代表者の

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

(変更後) 名称 株式会社山陽マルナカ

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地 剛

(変更前) 名称 株式会社山陽マルナカ

(2)

大規模小

売店舗にお

て小売業を行う者の名称、

住所及び

代表者

氏

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

代表者の氏名 代表取締役 辻 雅信

(変更後) 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福一丁目三〇五番地の二

変更年月日

平成三十年二月一日

縦覧の期間及び場所

縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

岡山県産業労働部経営支援課

平成三十年四月十六

七 同法第五条第三項の 大規模小売店舗立地法 規定により、 (平成十年法律第九十一 次 の大規模小売店舗の 号) 第六条第三項に 変更の届出に 9 11 お て、 1

配慮すべき事項に の日までに知事に 公告に係る大規模 意見書を提出することができる て意見を有する者 小売店舗 を設置する者がそ 同法第 $\bar{\mathcal{O}}$ 辺 \mathcal{O} 項 域 0 \mathcal{O} 規定に 生活環境 より 0

平成三十年四月二十七

Ш 知 事 原 木

太

出事項 \hat{O}

大規模小売店 舗の名称及び 所 在

|陽マ ナカ穂

所在 地 備前市穂浪字 小柳二五 兀 番

ほ

届出 住所及 び代表者 氏

2

名称 株式会社山陽 7 ナカ

岡山市南区平福 一丁目三〇五 番地

代表者の氏 名 代表取 宮宇地

3 変更事項

(1) (変更前 大規模小 売店舗 株式会社 を設置する者 山陽マ ルナカ 所 及 び 代表者の

名称、

岡山市南区平福 一丁目三〇)五番地 <u>の</u> 二

代表者の氏 代表取締役

(変更後) 株式会社· 山陽マ ルナカ

岡山市南区平福 一丁目三〇五 番地 \mathcal{O}

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地

(変更前) 株式会社 山陽マ ルナカ

(2)

大規模小

売店舗にお

て小売業を行う者の名称、

住所及び

代表者

氏

岡山市南区平福 一丁目三〇 五. 番地 の 二

代表者 代表取 辻

(変更後) Ш |陽マ ナカ

変更年月日

平成三十年二月一日

縦覧の期間及び場所

縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

岡山県産業労働部経営支援課

平成三十年四月十六

同法第五条第三項の 大規模小売店舗立地法 規定により、 (平成十年法律第九十一 次 の大規模小売店舗の 号) 第六条第三項に 変更の届出に 9 11 お て、 1

配慮すべき事項に の日までに知事に 公告に係る大規模 意見書を提出することができる て意見を有する者 小売店舗 を設置する者がそ 同法第 $\bar{\mathcal{O}}$ 辺 \mathcal{O} 項 域 0 \mathcal{O} 規定に 生活環境 より 0

平成三十年四月二十七

Ш 知 事 原 木

太

出事項 \hat{O}

大規模小売店 舗の名称及び 所 在

山陽マ ナカ美作店

所在 地 美作市豊国原 $\overline{}$ 七番二ほ

カン

届出 住所及 び代表者 氏

2

名称 株式会社山陽 7 ナカ

岡山市南区平福 一丁目三〇五 番地 \mathcal{O}

代表者の氏 名 代表取 宮宇地

3 変更事項

(1) (変更前 大規模小 売店舗 株式会社 を設置する者 山陽マ ルナカ 所 及 び 代表者の

名称、

岡山市南区平福 一丁目三〇)五番地 <u>の</u> 二

代表者の氏 代表取締役

(変更後) 株式会社· 山陽マ ・ルナカ

岡山市南区平福 一丁目三〇五 番地 \mathcal{O}

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地

(変更前) 株式会社 山陽マ ・ルナカ

(2)

大規模小

売店舗にお

て小売業を行う者の名称、

住所及び

代表者

氏

岡山市南区平福 一丁目三〇 五. 番地 の 二

代表者 代表取 辻

(変更後) Ш |陽マ

変更年月日

平成三十年二月一日

縦覧の期間及び場所

縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

岡山県産業労働部経営支援課

平成三十年四月十六

九 同法第五条第三項の 大規模小売店舗立地法 規定により、 (平成十年法律第九十一 次 の大規模小売店舗の 号) 第六条第三項に 変更の届出に 9 11 お て、 1

配慮すべき事項に の日までに知事に 公告に係る大規模 意見書を提出することができる て意見を有する者 小売店舗 を設置する者がそ 同法第 $\bar{\mathcal{O}}$ 辺 \mathcal{O} 項 域 0 \mathcal{O} 規定に 生活環境 より 0

平成三十年四月二十七

Ш 知 事 原 木

太

出事項 \hat{O}

大規模小売店 舗の名称及び 所 在

[陽マ

所在 地 備前市伊部字出口 一三七二番

ほ

届出 住所及 び代表者 氏

2

名称 株式会社山陽 7 ナカ

岡山市南区平福 一丁目三〇五 番地

代表者の氏 名 代表取 宮宇地

3 変更事項

(1) (変更前 大規模小 売店舗 株式会社 を設置する者 山陽マ ルナカ 所 及 び 代表者の

名称、

岡山市南区平福 一丁目三〇)五番地 <u>の</u> 二

代表者の氏 代表取締役

(変更後) 株式会社· 山陽マ ・ルナカ

岡山市南区平福 一丁目三〇五 番地 \mathcal{O}

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地

(変更前) 株式会社 山陽マ ・ルナカ

(2)

大規模小

売店舗にお

て小売業を行う者の名称、

住所及び

代表者

氏

岡山市南区平福 一丁目三〇 五. 番地 の 二

代表者 代表取 辻

(変更後) Ш |陽マ ナカ

変更年月日

平成三十年二月一日

縦覧の期間及び場所

縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

岡山県産業労働部経営支援課

平成三十年四月十六

用する同法第五条第三項の [二二〇] 大規模小売店舗立地法 規定により、 (平成十年法律第九十一 次 の大規模小売店舗の 号) 第六条第三項に 変更の届出に 9 お て、 1

配慮すべき事項に の日までに知事に 公告に係る大規模 意見書を提出することができる て意見を有する者 小売店舗 を設置する者がそ 同法第 $\bar{\mathcal{O}}$ 辺 \mathcal{O} 項 域 0 \mathcal{O} 規定に 生活環境 0

平成三十年四月二十七

Ш 知事

原

木

太

出事項 \hat{O}

大規模小売店 の名称及び 所 在

[陽マ

所在 地 瀬戸内市長船 町服部字西原三九

ほ

届出 住所及び代表者 0 氏

2

名称 株式会社山陽 7 ナカ

岡山市南区平福 一丁目三〇五 番地

代表者の氏 名 代表取 宮宇地

3 変更事項

(1) (変更前 大規模小 売店舗 株式会社 を設置する者 山陽マ ルナカ 所 及 び 代表者の

名称、

岡山市南区平福 一丁目三〇)五番地 <u>の</u> 二

代表者の氏 代表取締役

(変更後) 株式会社· 山陽マ ・ルナカ

岡山市南区平福 一丁目三〇五 番地 \mathcal{O}

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地

(変更前) 株式会社 山陽マ ・ルナカ

(2)

大規模小

売店舗にお

て小売業を行う者の名称、

住所及び

代表者

氏

岡山市南区平福 一丁目三〇 五. 番地 の 二

代表者 代表取 辻

(変更後) Ш |陽マ

変更年月日

平成三十年二月一日

縦覧の期間及び場所

縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

岡山県産業労働部経営支援課

平成三十年四月十六

用する同法第五条第三項の 大規模小売店舗立地法 規定により、 (平成十年法律第九十一 次 の大規模小売店舗の 号) 第六条第三項に 変更の届出に 9 11 お て、 1

配慮すべき事項に の日までに知事に 公告に係る大規模 意見書を提出することができる て意見を有する者 小売店舗 を設置する者がそ 同法第 $\bar{\mathcal{O}}$ 辺 \mathcal{O} 項 域 0 \mathcal{O} 規定に 生活環境 より、 0

平成三十年四月二十七

山 知事 原 木

太

出事項 \hat{O}

大規模小売店 舗の名称及び 所 在

山陽マ

所在 地 赤磐市下市字南一三三番

届出 者の名称、 住所及 び代表者 氏

2

名称 株式会社山陽 7

岡山市南区平福 一丁目三〇五 番地

代表者の氏 名 代表取 宮宇地

3 変更事項

(1) (変更前 大規模小 売店舗 株式会社 を設置する者 山陽マ ルナカ 所 及 び 代表者の

名称、

岡山市南区平福 一丁目三〇)五番地 <u>の</u> 二

代表者の氏 代表取締役

(変更後) 株式会社· 山陽マ ・ルナカ

岡山市南区平福 一丁目三〇五 番地 \mathcal{O}

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地

(変更前) 株式会社 山陽マ (2)

大規模小

売店舗にお

て小売業を行う者の名称、

住所及び

代表者

氏

・ルナカ

岡山市南区平福 一丁目三〇 五. 番地 の 二

代表者 代表取 辻

(変更後) Ш |陽マ ナカ

変更年月日

平成三十年二月一日

縦覧の期間及び場所

縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

岡山県産業労働部経営支援課

平成三十年四月十六

用する同法第五条第三項の 〔二二二〕 大規模小売店舗立地法 規定により、 (平成十年法律第九十一 次 の大規模小売店舗の 号) 第六条第三項に 変更の届出に 9 11 お て、 1

配慮すべき事項に の日までに知事に 公告に係る大規模 意見書を提出することができる て意見を有する者 小売店舗 を設置する者がそ 同法第 $\bar{\mathcal{O}}$ 辺 \mathcal{O} 項 域 0 \mathcal{O} 規定に 生活環境 より、 0

平成三十年四月二十七

Ш 知 事 原 木

太

出事項 \hat{O}

大規模小売店 舗の名称及び所 在

山陽マ ナカ新早島

所在 地 都窪郡早島町 前潟字三ノ割 五五 五.

ほ

届出 住所及 び代表者 0 氏

2

名称 株式会社山陽 7 ナカ

岡山市南区平福 一丁目三〇五 番地

代表者の氏 名 代表取 宮宇地

3 変更事項

(1) (変更前 大規模小 売店舗 株式会社 を設置する者 山陽マ ルナカ 所 及 び 代表者の

名称、

岡山市南区平福 一丁目三〇)五番地 <u>の</u> 二

代表者の氏 代表取締役

(変更後) 株式会社· 山陽マ ・ルナカ

岡山市南区平福 一丁目三〇五 番地 \mathcal{O}

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地

(変更前) 株式会社 山陽マ ・ルナカ

(2)

大規模小

売店舗にお

て小売業を行う者の名称、

住所及び

代表者

氏

岡山市南区平福 一丁目三〇 五. 番地 の 二

代表者 代表取 辻

(変更後) Ш |陽マ

変更年月日

平成三十年二月一日

縦覧の期間及び場所

縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

岡山県産業労働部経営支援課

平成三十年四月十六

用する同法第五条第三項の 〔二二三〕大規模小売店舗立地法 規定により、 (平成十年法律第九十一 次 の大規模小売店舗の 号) 第六条第三項に 変更の届出に 9 11 お て、 1

配慮すべき事項に の日までに知事に 公告に係る大規模 意見書を提出することができる て意見を有する者 小売店舗 を設置する者がそ 同法第 $\bar{\mathcal{O}}$ 辺 \mathcal{O} 項 域 0 \mathcal{O} 規定に 生活環境 より 0

平成三十年四月二十七

Ш 知事 原 木

太

出事項の

大規模小売店 舗の名称及び 所 在

[陽マ ナカ矢掛店

所在 地 小田郡矢掛町 西川 面 兀 番 ほ

届出 者の名称、 住所及 び代表者 0 氏

2

名称 株式会社山陽 7

岡山市南区平福 一丁目三〇五 番地

代表者の氏 名 代表取 宮宇地

3 変更事項

(1) (変更前 大規模小 売店舗 株式会社 を設置する者 山陽マ ルナカ 所 及 び 代表者の

名称、

岡山市南区平福 一丁目三〇)五番地 <u>の</u> 二

代表者の氏 代表取締役

(変更後) 株式会社· 山陽マ ・ルナカ

岡山市南区平福 一丁目三〇五 番地 \mathcal{O}

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地

(変更前) 株式会社 山陽マ ・ルナカ

(2)

大規模小

売店舗にお

て小売業を行う者の名称、

住所及び

代表者

氏

岡山市南区平福 一丁目三〇 五. 番地 の 二

代表者 代表取 辻

(変更後) Ш |陽マ

変更年月日

平成三十年二月一日

縦覧の期間及び場所

縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

岡山県産業労働部経営支援課

平成三十年四月十六

同法第五条第三項の 大規模小売店舗立地法 規定により、 (平成十年法律第九十一 次 の大規模小売店舗の 号) 第六条第三項に 変更の届出に 9 11 お て、 1

配慮すべき事項に の日までに知事に 公告に係る大規模 意見書を提出することができる て意見を有する者 小売店舗 を設置する者がそ 同法第 $\bar{\mathcal{O}}$ 辺 \mathcal{O} 項 域 0 \mathcal{O} 規定に 生活環境 より、 0

平成三十年四月二十七

山 知事 原 木

太

出事項 \hat{O}

大規模小売店 舗の名称及び 所 在

山陽マ ナカ北房店

所在 地 真庭市上水田 五〇八三 ほ

届出 住所及 び代表者 \mathcal{O} 氏

2

名称 株式会社山陽 7

岡山市南区平福 一丁目三〇五 番地

代表者の氏 名 代表取 宮宇地

3 変更事項

(1) (変更前 大規模小売店舗 株式会社 を設置する者 山陽マ ルナカ 所 及 び 代表者の

名称、

岡山市南区平福 一丁目三〇)五番地 <u>の</u> 二

代表者の氏 代表取締役

(変更後) 株式会社· 山陽マ ・ルナカ

岡山市南区平福 一丁目三〇五 番地 \mathcal{O}

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地

(変更前) 株式会社 山陽マ ・ルナカ

(2)

大規模小

売店舗にお

て小売業を行う者の名称、

住所及び

代表者

氏

岡山市南区平福 一丁目三〇 五. 番地 の 二

代表者 代表取 辻

(変更後) Ш |陽マ

変更年月日

平成三十年二月一日

縦覧の期間及び場所

縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

岡山県産業労働部経営支援課

平成三十年四月十六

用する同法第五条第三項の [二二五] 大規模小売店舗立地法 規定により、 (平成十年法律第九十一 次 の大規模小売店舗の 号) 第六条第三項に 変更の届出に 9 11 お て、 11

配慮すべき事項に の日までに知事に 公告に係る大規模 意見書を提出することができる て意見を有する者 小売店舗 を設置する者がそ 同法第 $\bar{\mathcal{O}}$ 辺 \mathcal{O} 項 域 0 \mathcal{O} 規定に 生活環境 より 0

平成三十年四月二十七

Ш

知事 原 木 太

出事項 \hat{O}

大規模小売店 舗の名称及び 所 在

山陽 ナカ金光店

所在 地 浅口市金光町 大字占見新 田五

ほ

届出 住所及 び代表者 0 氏

2

名称 株式会社山陽 7

岡山市南区平福 一丁目三〇五 番地

代表者の氏 名 代表取 宮宇地

3 変更事項

(1) (変更前 大規模小 売店舗 株式会社 を設置する者 山陽マ ルナカ 所 及 び 代表者の

名称、

岡山市南区平福 一丁目三〇)五番地 *の* 二

代表者の氏 代表取締役

(変更後) 株式会社· 山陽マ ・ルナカ

岡山市南区平福 一丁目三〇五 番地 \mathcal{O}

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地

(変更前) 株式会社 山陽マ ・ルナカ

(2)

大規模小

売店舗にお

て小売業を行う者の名称、

住所及び

代表者

氏

岡山市南区平福 一丁目三〇 五. 番地 の 二

代表者 代表取 辻

(変更後) Ш |陽マ ナカ

平福 丁目三〇)五番地 の 二

変更年月日

平成三十年二月一日

縦覧の期間及び場所

縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

岡山県産業労働部経営支援課

平成三十年四月十六

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地

用する同法第五条第三項の [二二六] 大規模小売店舗立地法 規定により、 (平成十年法律第九十一 次 の大規模小売店舗の 号) 第六条第三項に 変更の届出に 9 お て、 11

配慮すべき事項に の日までに知事に 公告に係る大規模 意見書を提出することができる。 て意見を有する者 小売店舗 を設置する者がそ 同法第 $\bar{\mathcal{O}}$ 辺 \mathcal{O} 項 域 0 \mathcal{O} 規定に 生活環境 0

平成三十年四月二十七

Ш 知事 原 木 太

出事項 \hat{O}

大規模小売店 舗の名称及び 所 在

陽 ?鴨方店

所在 地 浅口市鴨方町 六条院中字森山 後三 兀 九

届出 住所及 び代表者 \bar{o} 氏

2

名称 株式会社山陽 7 ナカ

岡山市南区平福 一丁目三〇五 番地

代表者の氏 名 代表取 宮宇地

3 変更事項

(1) (変更前 大規模小 売店舗 株式会社 を設置する者 山陽マ ルナカ 所 及 び 代表者の

名称、

岡山市南区平福 一丁目三〇)五番地 <u>の</u> 二

代表者の氏 代表取締役

(変更後) 株式会社· 山陽マ ・ルナカ

岡山市南区平福 一丁目三〇五 番地 \mathcal{O}

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地

(変更前) 株式会社 山陽マ ・ルナカ

(2)

大規模小

売店舗にお

て小売業を行う者の名称、

住所及び

代表者

氏

岡山市南区平福 一丁目三〇 五. 番地 の 二

代表者 代表取 辻

(変更後) Ш |陽マ

平福 丁目三〇)五番地 の 二

変更年月日

平成三十年二月一日

縦覧の期間及び場所

縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

岡山県産業労働部経営支援課

平成三十年四月十六

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地

用する同法第五条第三項の [二二七] 大規模小売店舗立地法 規定により、 (平成十年法律第九十一 次 の大規模小売店舗の 号) 第六条第三項に 変更の届出に 9 11 お て、 11

配慮すべき事項に の日までに知事に 公告に係る大規模 意見書を提出することができる て意見を有する者 小売店舗 を設置する者がそ 同法第 $\bar{\mathcal{O}}$ 辺 \mathcal{O} 項 域 0 \mathcal{O} 規定に 生活環境 より 0

平成三十年四月二十七

Ш 知 事 原 木

太

出事項 \hat{O}

大規模小売店 舗の 名称及び 所在

陽 崎店

所在 地 津山市川崎字宗堂 番一 ほ

カ

届出 住所及び代表者 0 氏

2

名称 株式会社山陽 7 ナカ

岡山市南区平福 一丁目三〇五 番地

代表者の氏 名 代表取 宮宇地

3 変更事項

(1) (変更前 大規模小 売店舗 株式会社 を設置する者 山陽マ ルナカ 所 及 び 代表者の

名称、

岡山市南区平福 一丁目三〇)五番地 <u>の</u> 二

代表者の氏 代表取締役

(変更後) 株式会社· 山陽マ ・ルナカ

岡山市南区平福 一丁目三〇五 番地 \mathcal{O}

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地

(変更前) 株式会社 山陽マ ・ルナカ

(2)

大規模小

売店舗にお

て小売業を行う者の名称、

住所及び

代表者

氏

岡山市南区平福 一丁目三〇 五. 番地 の 二

代表者 代表取 辻

(変更後) Ш |陽マ

平福 丁目三〇)五番地 の 二

変更年月日

平成三十年二月一日

縦覧の期間及び場所

縦覧の期間

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで

岡山県産業労働部経営支援課

平成三十年四月十六

代表者の氏名 代表取締役 宮宇地

用する同法第五条第三項の [二二八] 大規模小売店舗立地法 規定により、 (平成十年法律第九十一 次の大規模小売店舗の 号) 変更の 第六条第三項に 温出に 0 V お て、 て準

公告に係る大規模 までに知事に意見 ,項に て意見を有する者 小売店舗 書を提出することができる を設置す る者がそ 同法第 $\tilde{\mathcal{O}}$ 周 辺 \mathcal{O} 項 域 規定に 生活 環 ŋ \mathcal{O}

平成三十年 四月二十七

Ш 木

太

事項 $\widehat{\mathcal{O}}$

大規模小売店 舗の 名称及び 所在

デオデオ笠岡

届出 者の名称、 住所及び代表者

2

所在

地

笠岡市笠岡字大磯

 \bigcirc

名称 株式会社エデ ハイオン

住所 広島県広島市中 区紙屋町 自一

代表者の氏 代表取締役 允誉

3 変更事項

(1) 大規模小売店舗 株式会社デオデオ 住所及 び 代 表者 \mathcal{O} 氏

広島県広島市中区紙屋 町二丁 目 番

代表者の氏 代表取締役 友則

変更後) 株式会社 エディオン E S

広島県広島市中区紙屋 町二丁 目一 八号

代表者の氏名 代表取締役 久保

(2)大規模小 売店舗にお V て小売業を行う者の名称、 所 及 び 代表者

(変更前) 株式会社デオデオ

広島県広島市中区紙屋 目

代表者 代表取締役

変更後) 株式会社 エデ 才 W Ε

-区紙屋 目 番

変更年月日

平成二十一年十月一日

届出年月日

縦覧の期間及び場所平成三十年四月十七

平成三十年四月二十七日から同年八月二十七日まで縦覧の期間

2

岡山県産業労働部経営支援課

代表者の氏名 代表取締役 久保 允当

[二二九] 土地改良法(昭和二十四年法律第百九十五号)第十八条第十六項の規定によ

土地改良区役員の就任の届出があった。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事

伊 原 木

太

土地改良区の名称

就任役員

吉井川下流土地改良区

就任役員

石原 氏

住

所

事の別

瀬戸内市邑久町箕輪一〇一

[二三〇] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事 伊原

木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

郡早島町前潟字拾ノ割六二八ー

許可を受けた者の住所及び氏名

横山 裕太

岡山市北区田中

ーーーチェ

ロセ

ナ B 棟

 \bigcirc

許可番号 養美

岡山県指令建指第三二五号

次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年四月二十七日

岡山県知事 伊 原

木

太

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

都窪郡早島町前潟字拾ノ割六二四ー二一、六二四ー三〇

許可を受けた者の住所及び氏名

都窪郡早島町早島二○○九−二サンビレッジ早島A二○二

鳥耳 居火

許可番号

岡山県指令建指第三五三号

[二三二] 次の者に係る都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条の規定によ

る開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

平成三十年四月二十七日

開発区域又は工区に含まれる地域の名称

伊原木

太

総社市総社字新田後一六二二-三二

許可を受けた者の住所及び氏名

総社市井手四八四−一ビックイーストC一○六

許可番号 平田巳知子

岡山県指令建指第三七一号

年政令第三百七十二号。 とおり契約 [二三三] 地方公共団体 の相手方等を決定した。 以 下 の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令 「政令」 に基づき、 特定調達契約につき、 (平成七

平成三十年四月二十七日

 岡山県知事
 伊 原 木
 隆

太

特定役務の名称

給与システム保守運用業務

平成三十年四月一日から平成三十一年三月三十一日まで

岡山県出納局内部事務課

三

契約に関する事務を担当する課等

 \mathcal{O}

名称及び所在地

岡山市北区内山下二丁目四番六号

四 契約の相手方を決定した日

平成三十年四月一日

契約の相手方の氏名及び住所

五.

株式会社日立製作所

広島県広島市中区袋町五番二五号

七契約の相の

六

 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc]$ 九二八円 (うち消費税額及び 額五、 三二八円)

契約の相手方を決定した手続(契約方法)

随意契約

八 随意契約の理由

政令第十一条第一項第二号に該当するため

◎岡山県選管告示第十七号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号) 第六条第一項の規定による政治団体の届出があった。

平成三十年四月二十七日

岡 Щ 県 選 挙 管 理 委 員

員

長

藤

原

健

補

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

わかたび啓太後援会 山下みつる後援会 やぶうち靖後援会 考える会」 市政に新しい風を吹かせる会 片山謙三後援会 鵜川晃匠後援会 国会議員関係政治団体以外の政治団体 「村上みつえと玉野市の住みやすさ改革を 政治団体の名称 村 片 鵜 松 Щ 杉 小 Щ 代表者の氏名 Ш Ш Ш 下 原 上 田 高 光 雅 謙 知 正 三 大 清 満 江 博 徳 英 若 中 片 鵜 松 小 Щ Щ 会計責任者の氏名 Щ Ш 浦 倉 田 旅 下 崎 麻 厚 謙 利江 三 子 博 恵 悠 満 志 和気郡和気町日室三二七ー一サンライズTE棟二〇一 岡山市東区西大寺中野二〇-八 備前市日生町日生二四七六一二 玉野市長尾一六〇九一六四 赤磐市穂崎八八八一四 総社市中央三ー一二ー一〇五総社リトルハイツⅠ棟一〇七号室 勝田郡勝央町勝間田七七〇一二 備前市吉永町高田八一四 主たる事務所の所在地 平成三〇・ 三・ 一 IJ IJ IJ 届出年月日

三・二八 三・二六 三・二九

三·二三

九

◎岡山県選管告示第十八号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第七条第一項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があった。

平成三十年四月二十七日

委員	
長	
藤	
原	
健	
補	

備前市を元気にする会	会	21世紀の岡山を考える	田口ただよし後援会	政治結社大日本一誠會	IJ	やま	さらなる高みへ飛躍おか	定本一友後援会	後楽会政治連盟	楠木忠司後援会	雅友会	代の瀬戸内をつくる会	角口しゅんいちと次の時	片岡聡一後援会	II	小野やすひろ後援会	小倉弘行後援会	II	小倉ひろし後援会	JJ	JJ	支部	岡山県酪農政治連盟備南	"
藤		小	田	西	"		野	島	牧	妹	生		角	大	"	芳	小	"	生	"	"		野	"
原		野	П	Щ			上	田	野	尾	田		П	角		谷	倉		本				住	
_		泰	忠	_				隆	雅	勝	量		隼	昭		敏	弘		純				直	
義		弘	義	成			要	章	美	是	_		_	三		裕	行		_				人	
主たる事務所の所在地		II	,,	会計責任者の氏名	代表者の氏名		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	代表者の氏名	会計責任者の氏名		主たる事務所の所在地	代表者の氏名	会計責任者の氏名	代表者の氏名	会計責任者の氏名	代表者の氏名	政治団体の名称	会計責任者の氏名	代表者の氏名		主たる事務所の所在地	会計責任者の氏名
備前市日生町寒河三七六〇-一		小 野 理英子	鎌田幸輝	西山一成	野上要	ルム東古松B-V	岡山市北区東古松三-三-三二ウィンク	島田隆章	有 森 正 浩	妹 尾 勝 是	野上要		瀬戸内市邑久町豊原一六七-一八	大 角 昭 三	小 野 理英子	芳 谷 敏 裕	大 月 理 枝	生本純一	小倉ひろし後援会	野住直人	野住直人	業協同組合南支所備南事務所	浅口市鴨方町鴨方二〇八五おかやま酪農	段上和英
備前市日生町日生二一八五		黒 瀬 範 彦	奥 信 明 繁	友 久 孝 志	奥 江 満 春		岡山市北区西古松西町八-一八	大原真一	影山昇	吉 田 要	奥 江 満 春		瀬戸内市長船町西須恵一八八三—一	在間洋之	永 田 真 一	橋本律江	矢 吹 清 志	小 倉 美智恵	小倉博後援会	吉本洋治	吉本洋治	業協同組合備南びほく事業所	浅口市鴨方町鴨方二〇八五おかやま酪農	宮 原 俊 友
"		平成三〇・	平成二九・	平 成 五 •	平成三〇・		平成二九・一〇・	"	"	"	"		"	"	"	"	"	"	平成三〇・	"	"		"	"
三五五		<u> </u>	九 • 一	八 三 二	-· -		一 〇 · 五	<u>=</u> .	三、八	"	-· -		= •	三・二九	"	<u> </u>	= = O	"	三二八	"	"		四 · 七	"

守井ひでたつ後援会	会	みまさか・幸せづくりの	"	員会水島支部	三菱自工労組政治活動委	平原順二後援会
森		窪	"		宮	藤
本		田			原	澤
修					俊	美
作		功			友	芳
主たる事務所の所在地		II	会計責任者の氏名		代表者の氏名	会計責任者の氏名
備		窪	段		宮	東
前市		田	上		原	原
吉永			和		俊	重
町南方八五八-五		功	英		友	雄
備		船	宮		秋	野
前市		曳	原		山	崎
吉永		元	俊		正	
町南方一二二五—二		子	友		浩	公
"		平成三〇・	IJ		IJ.	平成二九・一
=		=	"		$\overline{}$	_

笹井愛子後援会

岡山県住宅協政治連盟

大森一生を育てる会

大内恒章後援会 池田文治後援会

◎岡山県選管告示第十九号

政治資金規正法 (昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第一項の規定による政治団体の解散の届出があった。

平成三十年四月二十七日

その他の政治団体(政党及び政治資金団体以外の政治団体)

政治団体の名称

あらき勝美後援会 雨宮紘一後援会

> 代表者の氏名 解散年月日

直 勇

雨

Щ

本 宮

野

田

泰

平成二九・一一・ 一 平成三〇・ 三・二七

平成三〇・ 三・二五

= - 1 ○

五.

平成三〇・ 三・一五 平成二九・一二・三一

黒

瀬 野

博 茂

-須賀

藤

倫

本

藤

徳

Щ

三五五

五.

平 成

平成二九· 平成三〇・ 匹• 三・二八

原

藤

員

長

Щ 県 選

挙 管

理 委

員

健

補

平成三〇・

Ξ•<u>-</u>10

坪 長 杉 西 Ш 佐 中

井

孝 正

介 彦 成 稔 子 稔 夫 樹 勤 容 千

本

Щ

明

守屋英志後援会 長井孝介後援会 田口桂一郎後援会

山村てるつぐ後援会

政治結社大日本一誠會 新平沼赳夫佐伯後援会 佐藤みちこを育てる会 佐々木りよう後援会

◎岡山県選管告示第二十号

政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号)第十九条第二項の規定による資金管理団体の届出があった。

平成三十年四月二十七日

資金管理団体の届出をした

(代表者) の氏名

公職の種類

者

岡山県議会議員

岡山県議会議員

山小

下

満

博

和会

山下みつる後援会

3

赤磐市穂崎八八八-四

岡山市東区西大寺中野二〇-八

資金管理団体の名称 主たる

主たる事務所の所在地

委 員 長

岡山県

藤

原

平成三〇・ 三・二八

指定年月日

補

健

山畑滝男後援会 山崎親男後援会 松岡敏之後援会 平井弘明後援会

◎岡山県選管告示第二十一号

政治資金規正法

ことができなくなった政治団体は、次のとおりである。

(昭和二十三年法律第百九十四号)第十七条第二項の規定により、平成三十年四月三日以降、

政治活動(選挙運動を含む。)のために寄附を受け、又は支出をする

平成三十年四月二十七日

青山けい後援会 小林一郎後援会

戸

取

中

Ш 重 正

夫 憲

R

Y

政治団体の名称

代表者氏名

会計責任者氏名

Щ

林

郎

岡 Щ 県 選 挙 管 理 委 員 숲

員

長

藤

原

主たる事務所の所在地

美作市英田青野九一六一一

岡山市東区瀬戸町二日市二七六ー四

真庭市上水田六二二〇

倉敷市玉島一−一○−二

高梁市奥万田町三七八〇一二

苫田郡鏡野町中谷三八七一

Ш 武 畑 田 滝

正

男 彦

高

木

靖

彦

小 植 林

義 宏

松 永

岡

之 秋

原

平 原 小

井

史

隆 行

卓

倉敷市倉敷ハイツー三ー三

健

◎岡山県公安委員会告示第六十一号

四十七年法律第百十七号。 の検定を次のとおり実施する。 以下 という。) 第二十三条第一

平成三十年四月二十七日

岡山県公安委員会

一検定に係る警備業務の種別等

試 実 験 技	級) 備業務(一 試験 交通誘導警 学科	種別及び級 区分警備業務の 試験
月一日(土曜	日) 平成三十年八	実施期日
後五時まで	前十一時まで	時間
岡山県運転免許センターー三岡山市北区御津中山四四四	岡山県警察本部小橋町庁舎岡山市中区小橋町一-一-	場

一 検定対象者

県内に住所を有する者又は県内 の営業所 に属する警備員で県外に住所を有するも

のうち、次のいずれかに該当するもの

- あっ 三条第四項の合格証明書 条に規定する二級 年以上であるもの 警備員等の検定等に関する規則 て、 当該合格証 検定 明書の交付を受けた後、 以下 (交通誘導警備業務に係るもの 「合格証明書」 (平成十七年国家公安委員会規則第二十号) 当該種 という。) 別の警備業務に従事し に限る。) の交付を受けて た期間が
- 2 都道府県公安委員会が に掲げる者と同等以上の 知識 及び能力を有すると認め

者

- 二 検定申請手続
- (1) 所定の様式による検定申請書1 提出書類
- (2)請前六月以內 写真 二枚 (縦の長さ三センチメ 正面 上三分身、 ル 横の長さ二・四センチ 無背景の で、 その 裏面に氏 ル

通

(2)

名及び撮影年月日を記入したも

(3)

T

合格証明 書の写し及び当該 種別 ていたことを証明する警

備業者等の作成に係る書面

1

二2に該当する者

都道府県公安委員会が二1 に掲げる者と同等 \mathcal{O} 知識及び能力を有する者

認める書面の写し 通

ウ 県内に住所を有する者

住所地が岡山県内にあることを疎明する書類

の営業所に属する警備員で県外に住所を有するも

工

従事する警備業者の 営業所が岡 山県内にあることを疎明する書類

通

提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するも

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

三十分から午後五時まで

平成三十年六月二十五

日

日)

から同月二十

九

金曜

日

までの

午前

3

提出期間

なお、

郵送又は信書便に

よる申請及び代

理人による申

請

認め

な

兀 検定手数料

万四千円

山県収入証紙により、 検定申請時に納付すること。

なお、 検定手数料 は 付後は返還し な

五. 受検定員

三十人。 ただし、 請順に受け付 け、 受検定員に達したときは、 間

も受付を締め 一切る

六 受検票の交付

検定申請者に対し て、 検定申請書を提出 した警察署におい て交付する。

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話

三三四一

内線三〇三四

- 県内の各警察署の生活安全課
- その任
- 申請者は、 学科試験については、 午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。 検定当日の午前八時三十分から受付を開始するの
- 学科試験の受検に際しては、筆記用具を持参すること
- 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検について別途指示し、

に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。

◎岡山県公安委員会告示第六十二号

警備業法 (昭和四十七年法律第百十七号) 第二十三条第一 項の規定により

の検定を次のとおり実施する。

平成三十年四月二十七日

岡山県公安委員会

検定に係る警備業務の種別等

Tan				
午 岡山県警察本部 二五		月)		
午 岡山市北区御津	後五時まで	月八日(土曜	試験	
岡山県警察本部	午前十時かん	平成三十年九	実 技	
_		目)		級)
-	前十一時まで	月十日(金曜	試験	備業務(二
ス時から午 岡山市中区小橋町ーーーー	午前九時かん	平成三十年八		交通誘導警
り	用	第	区分	種別及び級
旦切		运 男	試験	警備業務の

一一格员文多者

県内に住所を有する者又は県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するも

一格分目計三統

提出書類

(1) 所定の様式による検定申請書 一通

(2)請前六月以內 写真 二枚 に撮影した無帽、 (縦の長さ三セン チメ 正面、 横の長さ二・ 無背景の 四センチメ で、 その 裏面に氏 ル

名及び撮影年月日を記入したもの)

(3) その他

ア 県内に住所を有する者

住所地が岡山県内にあることを疎明する書類

県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するもの

0 あることを疎明する書類 通

提出先

(1) 県内に住所を有する者

住所地を管轄する警察署の生活安全課

② 県内の営業所に属する警備員で県外に住所を有するも

営業所の所在地を管轄する警察署の生活安全課

郵送又は信書便による申請及び代理人による申請は、 認め な

平成三十年六月二十五

3

提出期間

兀

万四千円

検定手数料 三十分から午後五時まで

から同月二十

九

(金 曜

での

午前

五.

受検定員

(注) 岡山県収入証紙により、検定申請時に納付すること。

なお、検定手数料は、納付後は返還しない

ても受付を締め切る。

ただし、

請順に受け

付け、

受検定員に達したときは、

六一受検票の交付

検定申請者に対し 検定申請書を提 した警察署にお て交付する

七 問い合わせ先

1 岡山県警察本部生活安全部生活安全企画課

電話(〇八六)二三四-〇一一〇 内線三〇三四

2 県内の各警察署の生活安全課

八 その他

申請者は、 学科試験に 午前九時までに受検票を係員に示して受付を終えること。 9 7 は、 検定当日 の午前 八時三十分から受付を開始す

学科試 験の受検に際し ては、

3 学科試験に合格した者に対しては実技試験の受検に て別途指示

に合格しなかった者に対しては実技試験は行わない。